

松戸市教育委員会会議録

平成30年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年5月定例会

開 会	平成30年5月10日 (木) 9時より		閉 会	平成30年5月10日 (木) 11時10分		
署名委員	教育長 伊藤 純一		委 員 伊藤 誠			
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○		
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○		
	委 員 市場 卓	×	委 員 山形 照恵	○		
出席職員	内訳別紙のとおり					

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 30 年 5 月 定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	〃 主任主事	池田 沙央理
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 主事	松木 貴裕
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23	スポーツ課 課長	加藤 広之
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24	〃 課長補佐	坂本 健司
5	〃 審議監	胡内 敦司	25	〃 主事	三野 貴史
6	教育企画課 課長	菊地 治秀	26	戸定歴史館 館長	齊藤 洋一
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27	〃 館長補佐	若林 佐恵子
8	〃 課長補佐	千葉 貴子	28	学務課 課長	鮎川 渉
9	〃 課長補佐	大西 真	29	〃 課長補佐	加藤 尚美
10	〃 指導主事	稲積 賢	30	指導課 課長	小澤 英明
11	〃 主査	永淵 智幸	31	〃 課長補佐	浦上 和茂
12	〃 主任主事	四戸 俊也	32	〃 主幹	藤中 孝一
13	〃 主任主事	島村 仁美	33	教育研究所 所長	山口 昌郎
14	教育施設 課長	鈴木 啓文	34		
15	〃 課長補佐	久保田 昭彦	35		
16	〃 主査	内藤 秀明	36		
17	社会教育課 課長	星野 敦子	37		
18	〃 課長補佐	藤谷 美伸	38		
19	〃 主幹	齊藤 真一	39		
20	〃 主査	木村 勉	40		

平成30年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年5月10日（木） 午前9時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

平成30年5月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第4号
松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)
- ② 議案第5号
松戸市社会教育委員の委嘱について (社会教育課)
- ③ 議案第6号
松戸市文化財審議会委員の委嘱について (社会教育課)
- ④ 議案第7号
松戸市教育支援委員会委員の委嘱について (教育研究所)
- ⑤ 議案第8号
平成31年度に使用する
松戸市教科用図書採択に関する方針について (指導課)
- ⑥ 議案第9号
松戸市立中学校設置条例の一部を改正する
条例の制定について (学務課)
- ⑦ 議案第10号
松戸市立小学校及び中学校管理規則の
一部を改正する規則の制定について (学務課)
- ⑧ 議案第11号
松戸市立学校職員服務規程の一部を
改正する訓令の制定について (学務課)
- ⑨ 議案第12号
契約の変更について (教育施設課)

(2) 報告等

- ① 旧徳川昭武庭園復元工事完成記念式典について (戸定歴史館)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 本日、市場委員が都合により欠席されております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

ただいまから平成30年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案9件、報告等1件となっております。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第4号

教育長職務代理者 おはようございます。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第4号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明お願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第4号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市町会自治会連合会地区長から推薦がございましたので、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、新たにスポーツ推進委員を委嘱するためご提案をさせていただくものでございます。

委嘱いたします委員は記載のとおり、小金原地区長からご推薦いただきました蛇場見保江さんでございます。50歳女性で、指導できるスポーツはバレーボールということでございます。

なお、任期につきましては、平成30年5月10日から平成32年3月31日とするものでございます。

次の2ページをお開きください。

松戸市スポーツ推進委員の地区別集計表でございますが、本日ご提案の1名を加えた集計表としております。松戸市全体で105名のスポーツ推進委員となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第4号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料は1ページ、2ページとなります。いかがでしょうか。

教育長から。

教育長 冒頭から発言することは余りないのですが、きょう、偶然というか、このスポーツ推進委員、それから社会教育委員、文化財審議会委員、それから教育支援委員会、ずっと委員さんの委嘱についての議案が続いています。これまではばらばらで、その都度いろんな委員さんの選び方とか等のご意見を伺いながら、課題等がいつも出てくるんですが、毎年度毎年度その繰り返しのような感触があります。

例えば、このスポーツ推進委員については、全体的にどうしても人数が足りないので、高齢化等の問題がありながらシステムづくりに改善を加えることがなかなか難しい。あるいは、ほかの委員会等で、例えば10期、11期とか、それだけ長く携わっていただければ、いろんな

示唆がいただける、そのメリットは大きいとは思いますが、私の感覚にすると、この現代社会のさまざまな変化のスピード、あるいは大きさから考えると、果たしてそれがメリットなのかなという疑問も生じているところがあります。

それぞれの委員会のあり方、協議会のあり方、それを、やっぱりそろそろ新しいシステムづくりという視点で考えてみる必要があるのではないのかなという気がしてならないので、そういった観点からぜひ、委員の皆さんからご意見を伺いたいなというふうに思いましたので、最初に発言させていただきました。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長から、問題提起というか、議論の切り口を、このスポーツ推進委員に限らずさまざまな委員、きょうは、今ご紹介あった幾つかの委員の選任がありますけれども、確かにご指摘あったように、同じようなことについての懸念を示していると。ただ、担当課、あるいはそれぞれでは、例えばこのスポーツ推進委員について言うと、地区からの推薦という土台の上に乗っかっているというような構造は、これは、なかなかすぐ変えるというわけにもいかない、協力体制ですからね。市民の協力体制は長年培ってきたもの、すぐ変えるわけには。いろんな視点がありつつ、毎回同じような指摘をしているという自覚も、私もあります。

さて、ぜひ皆さんのそういったご意見をという、今の教育長の問いかけに対してのお考えを、お一方ずつぜひ、まとまったところからご発言いただければと思います。1回で言い切らなくても結構でございますので、いかがでしょうか。いろんなケースがあるんで……

教育長 すみません、突然で。

教育長職務代理者 いろんなケースがあるし、例えば文化財のお話ですと、専門家と言われる方はそんなにたくさんいるわけではない。例えば、そういう背景もあるということも皆さん重々承知の上で、ただ、こういう市民の協力を得て、意見をみんなでやっていくときに、変化を長期在任によって取り込めないということもあるんじゃないかという、一般論からのスタートでありますので、そういったところで。

先に、言いそうなことを私が言っておいて投げかけるのも変なんですけれども、本当にさまざまなご意見をいただければと思います。

いかがですか。

山形委員。

山形委員 山形です。

このスポーツ委員さん初め、いろんな役割の委員の方がいらっしゃるということ自体、

私もこの教育委員会に来て知ったことや、自分自身がこの教育委員という役割になったことすら、本当に何も知らないまま始まりました。研修などの教育委員会の集まりに、たくさん集まる会でも、若い人って本当にいないんだとか、教育委員の平均年齢を調べたときに、50代後半だったと思うんですね。

多くの人をのべてと思うんですけども、全体を見たときに、やはり若い当事者とかそういう部分で少ない。私は松戸市の教育委員会に自分自身が入った時点でも一歩足を踏み入れた部分があるのかと思います。教育自体も、幼児教育が今まで重要視されていなかったところが、本来は幼児教育が大事というように時代の変化とともに視点が変わっていく中で、いろいろな方が入っていただくこと、若い方が入っていただくこと、専門家の方もたくさんいらっしゃる中で、ご多忙でなかなかご縁がということもあるかもしれないんですけども、そういう入れかわりの変化が大切だと思いました。

以前、公募したらいかがですかという話を、スポーツ推進委員のときにさせていただきました。教育委員会の集まりのときにも、教育委員を公募していた地域もあったので伺ったら、地域の方との兼ね合いがというところもあったそうですが、スポーツ推進委員のところで見ただけなんですけれども希望数の半分ぐらいのところに関して、その地域だけでも公募してみても、そこには新しい風が入るので、この委員会の事務局のほうからサポートする方を入れるなり、そこだけ少し手厚くフォローをして実績をつくって、人手不足だとかそういうこともたくさんあるので、新しい方にかかわっていただくような働きかけも必要かと思いました。

実際に市民にどんなことをしているかを、もっとアピールするような広報を、ホームページだとかでも、若い方がぱっと見られるようなつながりというのも必要かと思いました。

今、すぐ思いついたことをざっと話しました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

広報というのは、市民がその役割を知るといいます。

山形委員 市民が役割を知ることです。

教育長職務代理者 どういうことをしているのかを知る広報が大事だ。

山形委員 広報がリーズナブルな形で、例えば、広報まつどに、スポーツ推進委員はこういう活動をしていますと、取り上げていただく。社会教育委員、例えば、教育委員もそうだと思うんですね。どんな人がいますというのは、ホームページで見て、名前だけ載って、そこに、例えば、私だと助産師だとか載っていますけれども、この会議も、来られた方はわかりますけれども、どんな雰囲気で行っているかだとか、そういうことというのはわからないので、

そういうことを多くの市民の方に知っていただいて、興味を持っていただいて、自分もそういうことに参加してみたいとか、そういう部分が必要なのではと思いました。

先日、一般の保護者の方とお話したときに、教育委員という立場ではなくてお話したときに、教育委員って仕事をしているんですとお話をしたら、それはどういうことですかって、とても興味を持たれたんですね。子育てのこととか、自分が学童に行ったりとか、子供が困っていることとかを少しでも伝えたいというご縁からつながったものなんですなんて言ったら、興味を持たれていたもので、いろいろな社会活動に参加したいとか、社会的な事業をもっと詳しく知りたいという方は多いけれども、教育委員会ってどうだろうと思って見たときに、議事録がこう全部文字で、PDFで落ちてきたのを見ただけでは、なかなかそれを全部読む時間とかもないけれども、どんなことを日々やっているかとか、市民として目につく、特にスポーツ推進委員さんは、スポーツクラブとか、お子さんがいたらぐっと入れると思うんですけども、もう少し何もしていない方でも、広報などを見て、こういう方たちが地区にいますので参加したいみたいな広報活動を募ることで、もしかしたらつながるかと思いました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

スポーツ課長、後で一わたりしてから、また何かご意見とか、ご報告あればお聞きをさせていただきます。

いかがでしょうか。

武田委員、お願いします。

武田委員 自分の専門分野からということを先に話させていただきたいと思います。

先ほど教育長もおっしゃっていましたが、任期の、要するに再任で長くお勤めいただいている方、10期ですとか、そういった形にある方というのは、文化関係の委員は非常に多いんですね。それは、ほぼ当然とか、むしろ断られないことがありがたいというふうには、私は理解しております。

それで、一番大事なのが、今年の春あたりでしたか、たしか美術品等の選定評価委員という方が新任されました。委員の先生方の高齢化が進んでいて、長くやっている方、当然大分お年の方が増えている。その中で、最も難しい点というのは、次に委員をお願いする方を探すという作業だと思うんですね。ついぞ目の前にある、この方はこういう方ですという、文字でわかるところだけにまず頼りがちだとは思いますが、なかなかそれだけでわかることというのは少ないので、できれば、日々人材の人となりにアンテナを張る作業を、忙

しい中でも時間を割いていただきたいなというふうに感じています。

前回の選定委員の変更というのは非常によくて、こういう方をよく見つけられたなという、その白羽の矢の立て方が見事だったので、それは本当に、日々の皆さんのアンテナの張り方のよさなんだと思っております。

文化財に指定を決めたりということは、結局それを決める方も非常に重いものを背負うことを決定しているので、なかなか簡単には引き受けてくださらないということも多いかとは思いますが、いつ何が起きるかわからないので次の方をとということ、常に考えていただきたいというふうに思います。

それとつながっていくかと思うんですけども、教員とかの異動に伴う新任がかわる委員さんというのは、かなりの項目で、委員の中であります。今40代、50代頭ぐらいの教員が非常に減っている中で、今後、例えば今回でもありますように、特別支援の委員さんであるとか、そういったものが、経験と立場が符合していくのかというところで、若干の怖さとか危惧を持っています。そういったときに、決して今までどおりに在職者だけではなくても、在職が終わられて、校長先生も退任された方でも、委嘱するに値する方に日々白羽の矢を立てていくというような、そういったことも、ケースとしてはこれから変わっていき得るのかなというふうに感じています。

もちろん、若いからできないということではなくて、育てていかなければいけないという部分も当然大きいんですけども、それだけではまかない切れないのではないかという責任の重さを考えると、目線の変え方をしていかないと、教員の分布図を見ると、非常に危険だなというふうに感じています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何点か、また後で振り返りましょう。

伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 お二人からお話を聞いて、私もうなずけるところが多いですが、こういう委員会は、やっぱり国の法律とかに、基づいて設けられているものが多いので、当然大きな枠組みというか、そういったものがもちろんあって、何が期待されているかというのは、恐らく共通してあり、各自治体が全て同じようなものを恐らく持っているんで、それはある程度規格化せざるを得ないんだろうと思います。しかし、教育長がおっしゃるように、その枠組の中で、委員会を、言ってみればより活性化するというか、何か新しい血をとというか、流れを取り込んで、新たな基軸で何かを、新しい施策を出していくというようなことにつながるんであれ

ば、それは非常にいいことなので、ぜひそういう観点から、いろいろな改革なり、人選をめぐる改革とか、あるいは、今やっていることを変えていくというようなことは当然必要だと思います。従ってこういった議論はどんどんやって、日常的にやっていって、委員会の事務局のほうでも、ぜひそういうことでタブーを廃して、いろんな形で議論していただければと思います。

そういう観点からいうと、今回、議題に上がっているいろんな委員会を十把一絡げに議論するのはちょっと何か違うのかなという感じがするので、それぞれ一つ一つ、何かこの委員会はどうすべきなのかとか、いろんな観点で、これは今のままでいいんじゃないか、あるいは委員の先生方の任期をある程度設けたほうがいいんじゃないかとか、いろんな考えがあるとは思っています。例えば今一番上にあがっているスポーツ推進委員については、推進委員の方の役割が、確かにいまいまいちよく見えないというか、別に名前だけで、場合によっては何もやらなくても進んだり、あるいは何か今回の、例えばバレーボールを専門としてやるというんで、何かバレーボールの行事に1回出たということで、場合によってはそれでご本人も、あるいは関係者も納得するというようなことも当然起こるんですけども、スポーツ推進委員になったら一体何をやるのか、あるいは、松戸市民全体の何かスポーツ向上のための施策に参加するのかなというように、いろいろスポーツ大会にお手伝いをさせていただくということも入っているので、そういう役割を果たしておられると思うんですけども、ちょっと、私も前からスポーツ推進委員の役割というか、それを引き受ける方の心構えというか、どういうことを自分がやれるのかという、やらなきゃいけないのかというのに加えて、一体どんなことが自分でできるのかというのが、ちょっと何かいまいちよく見えな気がします。事務局のほうからも、推進委員を活用するという点について、少し何かまだ意欲というか、そういったものが見られないのではないかなという感じをちょっと持ってまして、そういう意味では、やっぱり推進委員をもっと宣伝をするというか、そういった市民にもっとよくこういう人がいますよというようなことを知らせるような努力も、更に必要なのかなというふうには思っています。

例えば、スポーツ振興というか、専門的なスポーツじゃなくても、ラジオ体操を朝にやるというのがありますが、国民の健康につながるという意味で、もっと参加者を増やすための働きかけをやってもらえるような役割を追加してお願いしてもいいと思います。自分は特定のスポーツの専門ですということになると、物すごく分野が限られちゃいますので、それだけではなくて、何かもっと一般的な、一般市民も参加できるような、ラジオ体操がスポーツ

と言えるかどうか、私もちょっとよくわかりませんが、体を動かすという意味での、そういう催しに何かもっとスポーツ推進委員の人が関与してもらえるような、そういうあり方にするというのも、1つの方法かなというふうには思っています。

とりあえず以上です。

教育長職務代理者 大変重要なキーワード幾つも出ています。

ざっと、私なりに、振り返りますと山形委員から、若い人がやはり見えないというお話ありました。それから、変化はやはり大事だろうと。それから広報、役割の広報がと。それからあと、公募ということに、やはり目を向けていいんじゃないかというようなお話ありました。

武田委員からは、長くて当然のそういう委員会もある。やっていただけるだけ、長くて当然という部分もあると。それからあと、教員の年齢構成のアンバランスから、その役割を果たせなくなるときに、OBの方の力をという意味での、教員の年齢構成についての懸念と提案もありました。

伊藤委員からは、法律にのっとっている以上、ある程度の規格化がという前提で、ただ活性化という大きな方向性はやはり目指すべきだろうというお話があり、それも個別に検討を深めるべきだということと、スポーツ推進委員のお話を例にとると、やはりその役割の広報、活性化のための中で、例えばラジオ体操のような、何か提案をして、市民の健康の推進に何か目に見える役割があると、またそれはという、これはご提案かと思います。

それぞれのお話を聞いて、何かつけ加えること。

山形委員。

山形委員 山形です。

今、伊藤委員のお話を聞いて、スポーツと健康づくりという部分で、松戸市で健康マイレージの活動がされていますよね。そことスポーツを絡めたところで、また発信ができ、そういうところで、この年齢構成から見ても、健康を、成人病だとかそういう部分で予防啓発も含めて、スポーツと健康マイレージと一緒にやって発信していくと相乗効果とか、また健康マイレージのイベントに行ったときに、かなりの人数はいらっしまったんです。女性が多くて、そして、見るからにそんなにスポーツとかは、スポーツマンっぽい女性は、私もあんまりスポーツマンではないんですけども、スポーツという視点が日本人全体的にすごく意欲のある方とそうじゃない方と二極化しているような部分もあるので、健康という視点でスポーツを、推進委員さんがいますよとか、例えば、昔やっていたのを、ずっとやっていなかった

たけれども、健康づくりとかねてそういうイベントで、そういう委員があつて活動に参加してみたいなど、何かつながるものがあるかなと、ちょっと今思いましたので、発言させていただきました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

補足ご意見、あるいはほかのご意見への感想、よろしいですか。

教育長、最後にはまたお聞きしたいですが、ここまでで何か。

教育長 もういろんな示唆をいただいたので。それぞれの担当でも、さっきいろんな意見の中にもあったように、状況は全部違うので、ただ、やっぱり改良を加えるというか、そういう姿勢を持って、毎年毎年やっていかなければいけないわけですから、いいお話をいただいたと思っております。

教育長職務代理者 それぞれのご意見、ちょっと全体的なお話という中でいうと、やはり形骸化させないように、活性化させようというところはコンセンサスだろうと思しますので、そういったところで各委員の役割、ただ、その広報というお話がお二方から出ましたけれども、やはりどういうことをされているのかわからないというところをどうするか。あんまり大変なことにすると、今度引き受け手をどう募っていくかというところに、やはり障害が高くなるのかもしれませんが。

ただ、新しい市民の参加とか自治とかいう面からいくと、いいから、名前だけ貸してよということで人を集める時代ではなくなってきたような気がいたしますので、いろんな意味で、町会、自治会も活動を今後つなげていくという意味では、少し時代の変化の岐路に立っているところもあるかと思えます。新たな動きというのもあるかと思えます。子供の貧困の問題なんかでいくと、かなり違った市民運動の形も出てきて、そういう子供食堂みたいなことをやっていらっしゃる、非常に力を入れてやっていらっしゃる方もいる。いろんな新たな動きを、果たして動きとして取り込んでいけるのかというようなことについて、そういうことに参加して、かつ、その役割を果たすことを誇らしく思ってもらって、あるいは社会から認められる、こういったことへの大きな仕組みを耕していくことは、担当課ではなく、全体的な議論をし、あるいは教育委員会でしていただくという。その中から、新たな役割が出てくる。

伊藤委員。

伊藤委員 スポーツ推進委員についてなんです、私がここに来てから2年半になるんですけども、その間ずっと、事務局のほうで定めている地区ごとの依頼人、このぐらいの方をお

願いたいという数字に対して、実際に推薦を受けて就任しておられる方というのは、ほとんど下回っているわけですね。就任しておられる人のほうが下回っているわけなので、こちらが努力しているにもかかわらず埋められないというのは、何かそれなりの事情があるんだろうと思うんですね。

ですから、地区のほうで、推薦をしてもらうための一種のハードルが高いのかなと。だから、特に若い人を推薦するには、推薦される人の了承をとるときに、自分は、今フルタイムで働いているのでだめだとか、あるいは、土日も、家族のことがあってだめなんだとか、恐らくいろいろな事情があって、参加したくても参加できないという人が相当いて、地区のほうとしても、その人を推薦できないというような事情があるんだろうと思うので、少なくともこれだけはやっていただけるとありがたいとか、あるいは、これは都合のつくときだけで結構なんですとか、いろいろ既にやっておられたと思うんですけども、何かその辺のハードルを少し下げるなり、あるいは何か別のカテゴリー、スポーツ推進委員なんだけれども、こういうときにだけ参加してもらえればいいですとかいうような形で、やっぱりもっと参加者を増やせるような、何かそういう仕組みをつくったらどうかなと思うんですね。

それから、ちょっと疑問に思うのは、地区のほうから推薦があるときに、専門のスポーツを、今回のケースもバレーボールとあったんですけども、それも全く地区に任されているのか、あるいは、こちらのほうから、こういうスポーツをぜひ何かもっと奨励したいので、こういうスポーツを推進してほしいというような、何か一種の基準というか、意図が我々のほうにあるのか、その辺は全く地区のほうに任されているのか、ちょっとその辺が、どういう方針でこういうスポーツ推進委員の方をお願いしているのかがよく見えないんですが。

教育長職務代理者 全体的な議論は一旦終えまして、何かあればまたご発言いただければ。

スポーツ推進委員の件に絞って、ここから少しやって、この議案はとりあえず区切りになりたいと思います。

今のご質問について、やはり専門分野というようなことが必ずご紹介あるけれどもどうかというあたり、スポーツ課長、いかがでしょうか。お願いいたします。

スポーツ課長 今、幾つか委員の方からご質問あったと思うんですけども、まず、地区のほうで種目を絞って、こういう種目の委員さんをとってお話あったと思うんですけども、特にこの種目でという募集というか、推薦のほうは、うちのほうからお願いしておりません。そうしますと、逆にハードルが更に高くなってしまって、なかなか集まらないのかなというのも、考えとしてあります。

各地区ごとに、やっぱり卓球とかバレーボールが中心になるとか、地区ごとにその種目が偏っている部分は、市の中全体を見るとやっぱりあります。ただ、今回バレーボールで1名推薦させてもらっているんですけども、当然バレーボールは専門なので、バレーボールの教室に参加するのはもちろんなんですけれども、それ以外の体操ですとか、親子体操とかも各地区でやっておりますので、そういうのにも、バレーをやっている方も一緒に参加して、どんどん輪を広げていってもらうという活動をしてもらっております。

その募集の方法につきましても、年1回発行している「アゴラ」に推進委員の活動内容とか募集は載せさせていただいております。あと、松戸市のホームページにも、その辺は載せております。健康マイレージのお話もあったんですけども、推進委員の総会資料の後ろに、健康松戸21応援団に推進委員は、入団という言い方なんですかね、入団させていただいて、ポイントがたまるような仕組みはつくらせていただいております。

あと、若い方がなかなか入らないということなので、前回もそういうお話あったと思うんですけども、やはりうちのほうでも、できるだけ若い方という、遠回しには各地区にはお願いはしております。若い方で、やっぱりスポーツに興味ある方というのは、自分でやっている方もいらっしゃいますし、子どもに教えているチームにもう既に所属している方もいますので、なかなか推進委員に入ってまでという、ほかの活動までというのはなかなか難しい状況になっております。

ハードルをもう少し低くというお話もあったんですけども、今現在、それほどハードルを高くしているつもりはないんですけども、逆にハードルを何かしらの形で低くしてしまうと、人数的には各地区目標である123名ですか、松戸の、に達することは可能かと思えます。ただ、幽霊部員じゃないですけども、人数だけは123でも、活動に参加できませんよというのでは、逆に全く意味がないのかなという考えも、担当課としてはあります。なので、推進委員の123名目標にやることも大事なんですけれども、各地区で推進委員を中心に各教室、体操ですとかいろんな種目をやっていますので、そこに地域の方がどれだけ多く参加してもらえるかというほうに、担当課としては、どちらかというと力を置きたいなというふうに思っています。

これから高齢化の中で、若い人を入れて、できるだけうまく連携とれたら理想かなとは思いますが、逆に高齢者の、高齢者というか高齢化している推進委員の方が集まる場というのも、今、60代、70代でもかなり若くて体のきく方もいらっしゃいますので、そういう、変な言い方ですけども交流の場じゃないですけども、そういう方が楽しく地域の方

とやっているというのも、いいとは思いますが。そこに若い方が入ってくるのが、担当課としては理想だと思いますので、そういう理想にできるだけ近づけるような活動は、担当課としてもどんどんやっていきたいなと思っております。

以上です。また何かありましたら、ご質問お願いします。

武田委員 素朴な疑問なんですけれども、推進依頼人数というのは、例えば、面積とか在住者の人数とか、どういった形で割り出しているのかだけ教えてもらっていいですか。

スポーツ課長 4,000人に1人という割合で計算しまして、松戸市内で123名。各地区ごとの人数に合わせて、割り振っております。

武田委員 そういうふうに考えると、必ずしも達成していなくても、何ら問題はないというふうに思う。というのは、結局、現役であって地域にいる時間が非常に短い人、住所があることと、ずっとそこにいることというのは一緒ではないので、だから、必ずしもこの算出された人数が、もちろん矢切地区のように多いところもありますし、それは、多分必然性があって多いんだと思うし、もちろん目標定数になっていただくという目標は掲げつつ、別段その数に必ずしもということではないような、今課長さんが教えてくださったように、私も、若い方が入るのは理想形としてはあると思いますが、同年代でしかわからないお気持ちであるとか体力であるとかコミュニケーションであるとか、そういったものも、むしろこれからは後押しして行って、そういう方が、むしろ高齢だからなりにくいということにしないほうが、よりいいのではないかというふうに想像します。

教育長職務代理者 高齢の委員の方も、そういう役割もあるんじゃないか、あるいは、人数についてもご意見ありました。

今回は、蛇場見さんお一人方の推薦をいただいたという選任の議案であります。その背景的なところについて前段でご意見いただきましたので、この方について、特にご意見がなければ、一旦これは終結しましょうか。

教育長 1つだけ。1つだけというか、私のところに聞こえてくるスポーツ推進委員の中の若い人たち、だから、必ずしも20、30じゃないんですけれども、推進委員の中の若い人たちは、大変だと言っているんですよ。要するに、この推進委員の方々の活動の中で、高齢者の方々が増えて、実質的に活動の中に参加する人数は減っているとおっしゃっているんです。そういうことがあるから、若い人を何とか入れる方法を考えてくださいよという声、実は聞こえてきています。

例えば、新松戸にある大学には、スポーツ健康科学部というのがあるんですよ。スポー

ツや健康に関してのことを勉強している、そういう若者が市内にいれば、仮に推進委員というふうに銘打たなくとも、この活動に補助的な役割で参加してもらうことは可能なわけです。だから、実質的にスポーツ推進委員の活動をどういうふうにして改善していけばいいのかというところを、やっぱり担当課としてはやるべきだし、そういう声を拾って、1つでも2つでもできることを考えてトライしてみるというのも、これは大事な事かなと思うんです。

以前、学生さんとか若い人を何とか入れる方法を考えているんですけどもって、直接推進委員の、もうリーダー層の方に言ったことがあります。そうしたら、そこで返ってきた答えは、いや、若い人が簡単にできる仕事では、私たちのことはありませんからって、ずばっと言われたんですよ。やっぱりそういう自負もあの方々にはあるので、その辺のバランスをとるのがすごく難しいとは思いますが。だから、何か工夫しながら入れていかなきゃいけないのかな。実質、市民の皆さんのスポーツに関しての関心は高くなっている。そういう中で、やっぱり推進委員の活動がどういうふうにあるべきかというのは、やっぱりきちっと考えていかなきゃいけないので、ぜひその辺の視点を持って進める努力をしていただきたいと、改めて、よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

スポーツ基本法という法律が改正して、こういうスポーツ推進委員になったというか、以前から変わったという、そこら辺の理念のあたりから、現実とどうつなげていくかという工夫を、担当課をお願いしたいということかと思えます。

蛇足ですけども、うちの父親89歳と母親86歳は、朝、ラジオ体操を部屋でやって、どうもスクワットがいいらしいとあって、転ぶと危ないから、2人で手をつないでスクワットをやるというのを、部屋の中でやっているわけですよ。だから、そういう方もいる。さっきラジオ体操の話もありました。今、教育長のご示唆もありましたけれども、多分大学生に委員って名前をつけると大変重くなるかもしれない。でも、先ほど役割を変えたスポーツ推進委員もあっていいんじゃないかみたいなお話もある。いろんな意味から、理念を現実にする方策については、このスポーツ推進委員を軸に、何かいろいろ考え得るのかなということかと思えます。

それでは、大体議論も熟してきたかと思えます。こちら、議案第4号につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

議案第4号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第5号

教育長職務代理者 次に、議案第5号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長。

社会教育課長 それでは、3ページ、議案第5号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

社会教育委員設置条例第2条の規定により委員を委嘱するものでございます。

提案理由は、現在の委員の任期が平成30年5月31日をもって満了するためでございます。

社会教育委員の職務は、社会教育法の規定において、社会教育に関して教育委員会に助言することとされております。過去2年間におきましては、主に平成27年5月に策定した社会教育計画に基づいて、関係各課の諸事業についてご意見をいただいているところでございます。

次期の委員の任期につきましては、平成30年6月1日から32年5月31日までとなります。

次のページの名簿に掲載の方に委員をお願いしたいと考えております。

委員は10名となります。このうち、1番目の谷田部幸子氏及び2番目の竹中良子氏以外は、全て再任となっております。

それでは、各委員につきましてご説明させていただきます。

一番上の谷田部幸子氏につきましては、河原塚小学校の校長先生で、学校教育関係者として校長会からご推薦をいただきました。

次に、2番目の竹中良子氏でございますが、長年学校教育に携わった元校長先生で、退職後に生涯学習推進課で社会教育指導員としてご活躍をされておりました。

次の小熊浩典氏でございますが、こばてい一子ども参画イニシアティブの代表として、子供の社会参画を進める活動を行っている経験をお持ちで、実践者としての視点からご意見を期待しているものでございます。

次に、4番目の山口恵理子氏でございますが、幼稚園の副園長でございますが、親目線、子供目線からのご意見もいただいております。

次の山崎敏子氏でございますが、元PTA連絡協議会の役員として、長年にわたり活動してこられました。現在は副委員長として、毎年全国社会教育研究大会を初めとする多くの研修会に参加し、研修会で得た成果を会議にフィードバックしていただいております。

次の森めぐみ氏でございますが、人権擁護委員としてご活躍されており、以前は家庭教育学級学級長を務められたこともございます。そうした経験を活かして、今後も社会教育委員としてご活躍をしていただきたいと思いますと考えております。

次の福留強氏は、現在委員長を務めていただいておりますが、聖徳大学の元生涯学習研究所長であり、現在はNPO法人全国生涯学習まちづくり協会の理事長を務められております。全国的に生涯学習や社会教育の分野で活動をしていらっしゃる方でございます。

以下3名につきましては、本市と包括的な連携協定を締結している大学から推薦をいただいている方でございます。

初めに、大橋純一氏でございますが、流通経済大学の社会学部の教授でいらっしゃいまして、ご専門は地域福祉の高齢化社会論などとなっております。

次の神谷明宏氏でございますが、聖徳大学の児童学科の准教授でいらっしゃいまして、児童文化、レクリエーションなどの分野がご専門でございます。

次の三島孔明氏でございますが、千葉大学大学院園芸学研究科の准教授でございますが、環境教育がご専門でございます。市民向けの環境学習も行っており、社会教育を実践されておられる方でございます。

以上10名につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第5号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどの設置条例がお手元にあると思いますので、ご覧いただきながら、先ほどのスポーツ推進委員は、ある意味実働を伴うところでありました。社会教育委員は、今ご説明にあつたとおり、教育委員会に助言をするということで、提言をいただいているところでもあります。そういった役割の中で、1期目、新任の方から4期目の先生方までいらっしゃるということです。

ご意見いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 質問でこの会議は、年何回ぐらい行われているのでしょうか。

社会教育課長 主に、2回から3回ぐらいでございます。

教育長職務代理者 2回から3回。今、年度変わったところですが、昨年は何月にやったかというの、記録あれば。

社会教育課長 昨年は、会議は6月と2月に行っております。10月に研修会という形で、市内の教育施設等を視察をしております。

教育長職務代理者 よろしいですか、山形委員。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 伊藤委員、何かありますか。

伊藤委員 特にないんですが、何名かの方に直接いろんな行事のときにお会いしたこともあるんですけども、皆さん、なかなか立派な方と思いますので、バランスもとれた人選だろうと思います。

ただ、1点ちょっと気になるのは、4期目の方が非常に多い、たまたま偶然並んでいるんですけども、これは、何かそのときにちょうど一斉にかわったというような事情があったのかなというのと、あと、これは、特に何期続くというのは、別に上限は無いのでしょうか。

社会教育課長 上限につきましては、5期10年を最長としております。4期目の方につきましては、今、二、三名ぐらいずつかえているんですけども、次期3名ぐらいはかわるような方向で考えております。

といいますのは、4期目の委員さんが、現在の平成27年に策定した社会教育計画を中心になってつくってくださった方なんです。その計画の評価について、今いろいろとご議論をいただいて、協議をいただいているので、今年その評価の方法がある程度、一定の方向が見出せそうですので、4期の方6人おりますけれども、引き続きお願いしたところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

スポーツ推進委員とやはり違って、これは提言をする。今お話あったとおり、27年に出されたものについて評価をすると。要は、1クールがちょうど今、PDCAサイクルが回って、次に行くときには、また新たな視点を持ってこられるようになるのではないかと、担当課としては見ているということで、これは、先ほどの議案で、教育長が最初にお問いか

けがありましたとおり、この社会教育委員というものは、新たな時代のこの流れをどう取り込むかという視点では、あんまり長期化ということについては、やはり新しい視点を入れるということに留意すべき委員、社会教育委員という役割なのかもしれないというところかもしれないと。

いいですか。

山形委員。

山形委員 平成27年の社会計画評価は、これは何年ごとにやるんですか。

社会教育課長 毎年行っておりますけれども、昨年度は、28年分を初めて評価をして、そこについていろいろな変更点等が出てきましたので、今年度それをまた変更しながら評価をしていくということで、評価については1年ごとにやっております。

教育長職務代理者 評価は1年ごとで。

社会教育課長 すみません、計画ですね。計画は、27年から6年間の計画でございます。

山形委員 6年間の計画だと、任期が2年で、タイミングによっては3期いらっしゃる方はそれで、振りかえるからずれて4期目ということですか。

社会教育課長 少しずつ入れかえをしながら、計画の継続性とか会議の継続性、いろんなものがございまして、少しずつずれながら、新しい風を入れていきたいということで、任期をなるべくずらすように考えております。

山形委員 社会計画評価は6年間という、どこも一緒なんですか。

社会教育課長 いえ。自治体によってさまざまかと思いますが、松戸市の場合は6年間の計画にさせていただいております。

山形委員 その6年というのは、何か意図みたいなものあるんですか。

社会教育課長 第6次の松戸市の総合計画が32年までですので、それに合わせた形となっております。

山形委員 わかりました。

教育長職務代理者 社会教育という分野が、明確にちょっとイメージがあれかもしれませんが、非常に広いですね。教育委員会の分野の中でも非常に広い。それ全体についてを見通していただいている委員さん方であろうと思いますので、一定の長さ、議論を年3回やっていくとすれば、1期五、六回の議論では見えないことも、2期目に見えてくる、そういった役割をそれぞれ果たしていただくということかと思っております。これも先ほどと同じで、やっぱり基本的な社会教育の理念みたいなところから、どちらの方向の視点を、議論を促していくかとい

うのが、担当課としてやっぱり長期的な視点で、いろんな方にお願いをしていただきたいということに尽きるのかもしれませんが。

今回、お二方がかわっているという形でのご提案でございます。何かこの人物についてのご質問等も含めて、あればお聞きをいたしますが、よろしいですか。

それでは、この人選につきましては、バランスについて一通り、4期の方が多い理由、それに新任の方が2人、それから各分野については、一応のこの場ではご理解ということになるでしょうか。

教育長、何か、よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第6号

教育長職務代理者 次に、議案第6号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明お願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 5ページ、議案第6号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、松戸市文化財審議会委員を委嘱するものでございます。

提案理由は、平成30年5月31日をもちまして、現在の委員の任期が満了するためでございます。

任期につきましては、平成30年6月1日から32年5月31日までの2年間となります。

文化財審議会委員の職務は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれに必要な調査研究を行うこととなっております。

今回の委嘱に当たりまして、再任が7名でございます。次のページの名簿に掲載の方をお願いしたいと考えております。

文化財の対象となるものの年代や分野が多岐にわたりますので、それぞれの専門分野で本市文化財に精通している方に入らせていただいております。

初めに、藤井英二郎氏は、千葉大学園芸学部名誉教授でございまして、現在審議会の会長をお引き受けしていただいております。環境植栽学が専門でございます。国指定名称の戸定邸庭園を初め、史跡、名勝関係の文化財の保全等に関してご指導をいただいております。

次に、金丸良子氏は、麗澤大学大学院客員教授でございまして、現在副会長をお引き受けいただいております。民俗学を専門としておられ、万作踊りや獅子舞など、市内に残る無形民俗文化財や民族資料へのご助言をいただいております。

次の渋谷文雄氏は、松戸市に建築士事務所を構える一級建築士でございまして、建築史が専門でございます。建造物関係の文化財にご助言をいただいております。平成29年度に市指定文化財に指定した松龍寺山門などの図面作成や実測等のご協力もいただいております。

次の佐藤孝之氏は、東京大学の教授でございます。近世史を専門としておられ、近世社会史や近世資料に対する知見から、東漸寺や市内に残る古文書の調査でご助言をいただいております。

次の湯浅治久氏は、専修大学の教授でございます。日本中世史の地域社会のあり方を研究しておられます。博物館や本土寺などに多く残る中世資料を中心にご助言をいただいております。

次に松田孝史氏でございますが、松戸の歴史郷土文化財に広い知識と理解を持つ、松戸史談会の会長を務められております。史跡めぐりや市内文化財の勉強会の実施、松戸史談の発行など、地元への学習還元を行われており、本市郷土資料へのご助言をいただいております。

最後に松浦宥一郎氏でございますが、元文部科学省の技官でございまして、独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館学芸部にて上席研究員を務められていらっしゃいました。旧石器時代から縄文、弥生、古墳時代までの日本考古学を専門としておられ、本市小金原地区の貝の花貝塚の発掘調査にも携わるなど、松戸市内の遺跡についても精通しておられます。

以上7名につきましては、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、質疑及び討論に入ります。

さて、長いというお話もありつつ、それについては先ほども既に議論出ているところではあります。

武田委員、何か補足いただけますか。

武田委員 いや。特にはないんですが、この会長を務めていただいている藤井先生に関しては、先だって教育委員で戸定邸のご説明を齊藤館長からいただいて、いろいろお話の中にもお名前が出てきました。その中で、やはり専門性が高くて、長く携わってくださっているからその発見とか気づきというものもおありだったということが、非常によく理解できました。そういうふうには郷土のことをよくわかっていらっしゃる方を人選してというふうには、今課長さんもお話ししてくださったように、なかなかそういった方が親身になって、こういった委員をお受けいただくということは、市民にとって非常にありがたいことだなと思っております。

また、先ほども申しましたように、いろんな多岐にわたる分野が増えてくると思いますので、常に次のことを考えて、次なる人選のことを想像することだけには、お忙しい中にも気を配っていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

文化財の保護に関する条例が、お手元、参考資料として出ております。条例の中では、第4章ですね、24条以下に文化財審議会があるということでございます。学識経験のある方から委嘱するということになっております。

よろしいでしょうか。

それでは、こちら、議案第6号につきまして、ほかはないようでございますので、質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

議案第6号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、教育研究所長、お願いいたします。

教育研究所長 議案第7号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

提案理由につきましては、松戸市教育支援委員会条例第3条に規定されている委員に欠員が生じたため、第4条の規定により新委員を委嘱するものでございます。

欠員を補うために、記載の方々への新たな委嘱をお諮りいたします。

任期は平成30年6月7日から平成31年6月6日までで、前任者の残任期間となります。

8ページをご覧ください。

まず、教育委員会事務局職員の1号委員であります、人事異動に伴う委員の退任により、松井浩子学務課長補佐が新任でございます。

特別支援学級設置校を代表する2号委員につきましては、校長会及び副校長、教頭会内の担当変更に伴い、岡島八千代小金北小学校長、飯田智市第一中学校教頭が新任でございます。

特別支援学級を担当する者、3号委員については、委員1名の退任により、鈴木りえ子栗ヶ沢小学校知的学級担任が新任でございます。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第7号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

今回は、任期の途中で、異動に伴っての4名のみについての委嘱の議案でございます。

何かご質問ございますか。

武田委員。

武田委員 まず、この委員会の活動内容というのがちょっとわからないので、教えていただきたいということと、最近とみに言われている特別支援学級に属する生徒の増加に伴って、より以前よりも何か活動として加わっていることがありましたら、教えていただきたい。

教育長職務代理者 教育研究所長、お願いします。

お手元条例ですね、所掌義務というのが第2条にあります。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育研究所長 内容につきましては、障害又は発達に課題のある児童・生徒及び幼児ですね、

就学や教育的支援を行うために、教育支援委員会で就学先へのアドバイスであるとか、それから支援のあり方についてのアドバイスの示唆をいただくという、そういう形になっております。

年間10回の会議を行っておりまして、昨年度は全部で130件の審議が行われました。昨年度よりも55件増えておりますが、これは、子供たちが増えたということではなくて、情緒障害に関する審議を昨年度始めた、それまでは知的の子だけを教育支援委員会にかけていたんですけれども、自閉症・情緒障害支援学級に入る子供たちについても審議をしたために、審議数は増えたということです。

以上です。

教育長職務代理者 武田委員、よろしいですか。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 年間10回の会議をもって、さまざまなお立場から知見を出し合って、その個別の事例について助言をする、方向を決定していくというようなことですね。

山形委員。

山形委員 山形です。

質問で、今回2号委員に新任された2人の先生は特別支援の経験があると、確認で、特別支援の学級の子供たちにかかわった経験などがあって、校長会から推薦されたのでしょうか。

教育研究所長 本人が特別支援教育にかかわったということではなくて、特別支援学級が設置されている学校の管理職ということで、その立場で子供たちの受け入れについて意見をいただくという、そういう形になっております。

山形委員 わかりました。

教育長職務代理者 よろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 そうですね。今回は、特別支援学級設置校の校長という枠、2号議員ですね。3号委員というのが、担当者ということになりますね。

山形委員、続いて。

山形委員 山形です。

素朴な質問なんですが教員の中で、特別支援の資格というのがありますよね。基本的な質問で、調べてなくて申しわけないんですけれども、たまたま知っている先生が教員と特別支援の資格を持っていますってお話をされたんですけれども、特別支援の先生になるのにどの

ような教育があるのか教えていただきたいんですけれども、もしご存じでしたら。

教育研究所長 特別支援教育に関する教員免許はあるんですが、担任をやるのに、それは特になくても、小学校であれば小学校の免許、中学であれば中学校の免許があればなれます。ただ、新任のときには、特別支援教育の初めて担任になったということで、特別の研修を受けると、そういう形になっています。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 今回、新任4名の先生方、異動に伴って、事務局含めてですね、ということです。全体的なそのほかについても、ちょっとせっかく先ほど来、委員としての任期の長期にわたる場合の是非といいますか、どう考えるかというようなこともあるかと思います。今回でいうと、長くなり得るのは、4号委員、5号委員等でしょうか。医師の先生方ですかね。そういった意味でも、一番長くて4期ということです。

それから、一番最初に武田委員のほうから、教員の方がこういう委員を担当するというところについての継続性について、大丈夫なのかなという疑問も、前の議案でちょっと出たところであります。何かそこら辺で補足いただけますか。

教育研究所長。

教育研究所長 継続的なものについては、医師の部分については、医師会に必ず、切替のときにはお諮りして、医師会の推薦を受けてやっておりますので、こちらとしては、医師会の意思を尊重するという形になります。

それから、教員の年齢構成につきましては、基本的には教育支援委員会の部分については問題ないかなと思います。1つは、設置校の校長ですが、校長は必ずいますので、年齢にかかわらず。先ほども申したように、自分が経験した有無ではなくて、設置校の校長として、学校の運営の中でその学級にかかわる管理職の立場からの意見を求めていますので、人数が統廃合で極端に学校数が少なくなるとか、そういうことでなければ、特に問題ないかなと。

それから、担任のほうは、特別支援学級ある限り、何年かやった者が必ずいますので、年齢ということよりは、初めてやったのではなくて、何年かその担任を経験した者の中から、こちらがふさわしい者を選ばせていただくという形でやっていけるという形に思っています。

ただ、こちらから先に言ってしまうと、特別支援学級設置校というのが、今、松戸の場合は100%でないので、設置校の中の校長になりますけれども、将来的に100%を目指していますので、全校配置になったときには、また、そのやり方等についても考えなければいけないかなという課題は持っています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

これは任期中でございますので、また31年6月、来年の6月で任期が切れるということでございます。

よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

議案第7号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「平成31年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

では、ご説明お願いいたします。

指導課長。

指導課長 議案第8号「平成31年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

本年度は、平成31年度から使用される特別の教科である道徳の中学校教科用図書の新たな採択年度となります。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、小学校及び中学校の教科用図書は、4年間同一の教科用図書を採択することとなっているため、平成30年度は現行の学習指導要領に基づいた小学校の教科用図書の採択となります。

しかし、平成27年3月の学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、平成31年度から中学校において道徳が教科となることから、特別の教科である道徳の中学校教科用図書の新たな採択年度となりました。また、次年度、平成31年度は学習指導要領改定後の教育課程

の実施に伴う小学校の教科用図書の採択の年となるため、今年度につきましては、昨年度まで使用している教科用図書をそのまま採択する流れになるかと思えます。また、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科用図書につきましては、検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することとなります。

以上を踏まえまして、平成31年度使用教科用図書の採択を実施するために、採択地区評議会規則及び採択に関する一般方針について承認いただくものでございます。

10ページをご覧ください。

目的につきましては、法に基づき、松戸市教育委員会が平成31年度に松戸市立小・中学校で使用する教科用図書を適正に採択することでございます。

2、採択の基本方針につきましては、法に従いまして、東葛飾、西部採択地区内にある野田市、流山市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものいたします。

3、協議会規則の遵守につきましては、協議会規則については、12ページから14ページに記載のとおりでございます。

今年度より、12ページにございます第5条、委員の資格、(3)過去3年間だった期間が過去5年間に変更されております。また、13ページ、第9条、教科用図書の選定の方法が新たに加えられました。なお、平成31年度の協議会事務局も野田市となっております。

4、協議会の委員については、記載のとおりでございます。

5、候補図書の公表ですが、各委員が推薦した候補図書についての公表はしないものいたします。

6、採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに選定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7、情報開示につきましては、記載のとおりでございます。

なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては、内容として7項目、組織・配列で3項目、表現について2項目、造本について2項目となっております。

以上、平成31年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について、承認を求めらるものでございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

採択の方針、それから規約があります。

ご質問等ありますでしょうか。

武田委員。

武田委員 選定の基本的な観点というところの内容の(4)の地域性への適合というところが、具体的にはどういうものを指し示すのかが、いま一つ伝わらないので、教えていただければと思うんですが。

指導課長 教科用図書でございますので、千葉県また松戸市、この地区、また松戸市に適した地域性というものがございますので、特に道德の教科書もそうですが、そういったものを勘案してのものでございます。

教育長職務代理者 千葉県又は松戸市で行う教育について、適切であるかという観点だというご説明でしょうか。

武田委員、よろしいですか。

武田委員 別段理解は深まらなかったんですが、例えば、沖縄とかそういう特殊地域だったら、こういうことがあるからというような、そういう観点で、そうじゃなくて、こういう首都郊外のところに適した、そういう感覚でよろしいんですか。

指導課長 そのとおりです。

武田委員 もう一つなんですが、昨年度に小学校の道德の採択があったときにも発言させていただいたんですが、今度中学校なので、またちょっと小学校とは違うかなというふうに思うんですが、教科書全般でいつも私が気になる点というのが、どのぐらいの方がそれを気にするのかわからないんですけども、文言の表記だけではなくて、イラストの導入とかがやたらと目立つんですね。ああいったものに、あとは、文章に対する挿絵の雰囲気の違いとか、そういったものが授業の中に及ぼす影響というのはないんだろうかと我々が使っていた教科書の時代というのは字しかなかったという、あるいは白黒だったという時代で、当然だったと思うんです。せいぜい社会科とか家庭科とかがカラーだなという、そういうイメージだった気がします。理科であろうと社会であろうと、ふんだんにキャラクターの女の子と男の子が登場するという、形式などに、違和感というのが非常に私はあって、そのあたりのことを先生方はどういうふう感じていらっしゃるのかなって、時々そのことを聞いてみたいという気持ちになります。この表記・表現というところに、そういったものに対するご意見なんかも伺えたらありがたいなという、今後の参考にしていただけたらと思います。

指導課長 今のご質問、2点視点があるかと思いますが、1点目は、全国学力状況調査等の問題につきましても、グラフであるだとか、図であるだとか、そういったものから内容を読

み取る力が、今つけなければならぬとされています。そういった意味で、図、グラフ、絵、国語などでは絵から心情を読み取ろうとか、そういった内容もございますので、そういった絵、グラフ等も重要な内容と、事実を記載したものと捉えております。ですので、今の教科書はそういった内容が多くあるのだというふうに考えております。

2点目、特別支援のユニバーサルデザインにかかわるものですが、やはり色彩であるとか、絵や図であるとか、そういったものから読み取ることが必要であるお子さんもいますので、そういった内容が今、教科書に多く入れられているのではないかなというふうに考えます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ご質問は、挿絵とか雰囲気とかが、本当にそれでいいのかなという、疑問だったんですけども、今、逆にご答弁のほうは、絵も含めて大変重要であるということでもございました。ですので、絵も含めて教科書の一部ですよ、挿絵も含めてですね、というご答弁だったというふうに整理できると思うんですけども、武田委員、いいですか。

武田委員 そうですね。今の教えていただいたグラフとか絵とか、そういうものから読み取ったりとか、あるいは色彩から訴えかけるもの、そういったところに関しては全く異論がなく、非常にすばらしい傾向に移ってきているなと思っているのですが、そうではなくて、今補足していただいたように、私にとっては無駄に思えるキャラクターとかが非常に多く出ているなという中で、それを受け入れられて、好き嫌いとは別に受け入れられて、必要とされているのかなというところが、ちょっと疑問視するほど多い、目につくという部分です。教鞭をとっている側からすると、それはもう軽く排除して何てことはないよというものなのか、それを活用して何か、理科といえば、この子たち出てくるよねみたいな切りかえにうまく使っているとか、何かそういうもの、有用性があるのか、そういったところのご判断を一度聞いてみたいという気持ちがあります。

教育長職務代理者 同じご質問だと思います。答弁あれば、またお願いしますが、まず、ちょっと前提としての、武田委員の年齢で、そんなに昔、文章ばかりだったかどうかは、私より年上かと思っちゃったんですけども、そうでもないという、ちょっと比較があんまり正しくない前提でやると議論が迷走するので、まず、そのところは留保しましょう。

教育長。

教育長 3点ぐらい話をします。

1つ目は、先ほど特別支援とかユニバーサルのお話がありましたけれども、要するに、文

字からきちっと情報を読み取って考えることができる力、それが優れている子もいるし、絵とかグラフから読み取ったほうが早く理解する子もいるしという視点で、いろんな表記を各教科書会社を取り入れるようになってきていますが、まず1つ。

それを、文科省が、要するに全部文科省を通ってくるわけですから、その分においては、私たちからどうのこうの言える場もないし、受け入れるしかないんです。そこで、とは言いながら、各教科書会社によって、それぞれのやっぱり差異は大きいので、それを採択委員の皆さんがどういうふうに感じて、どういう議論をして、西部地区として、あるいは松戸市としてどういう教科書を採用するか、採択するかという、ことになっています。

となると、今の武田委員さんの意見をあらわすとすると、この基本的な観点の表現の(2)のところ、そこに松戸市の指導課としてどういうことを書いてくれたら、武田委員さんがそれを参考とできるかということですよ。

武田委員 そうです、はい。

教育長 各教科書会社の表現のところ、どういう特徴があるのかということ、指導課の目で書いていただければ、こちらで議論するときに参考になるということだと、私は思いますので、よろしくお願いします。

指導課長 今のご意見、よくわかりました。バランスを考えたもの等も検討していきたいと思えます。

武田委員 今、教育長に補足していただいて、私の頭の中が整理できた気分なんです、山田委員がおっしゃるように、特段ここに年齢差があるわけではなくて、同じような教科書を見ていたと思うんですが、私の時代も、もちろんそんな文章だけだったわけではないというのは、要するには、不必要に絵が増えたというのを物すごく感じるんですよ。そういうものはなかった、我々の時代には。和む程度のものはいっぱいありました、もちろん。だけれども、そういったものが本当に、授業という時間の中に望まれているのかなということ、表記・表現という言葉だけで理解すると、どうしても文章のほうに目がいきがちなんです。

前回の道徳のときも発言して、繰り返しになってしまうんですけども、同じ物語を挿絵で表現するのに、片や、教科書のオオカミの顔はそんなに怖くないんだけど、表情の表現こちらのオオカミは断然悪役に見えちゃうとか、その絵の種類によってもう、言葉では書いていなくても、子供から見たら決定的な表現になってしまうみたいなものが時々出てくるんです。あと、無駄なようであって、この絵は美しいから入れたほうがよかったなというものを入れてくださっている教科書が実際ありましたが、分量とかそういったものに制限があ

ると、割愛してしまうものというのは割と平均的に同じところを割愛していて、1社の教科書だけで結構思い切った絵をふんだんに物語に関して入れていました。私にとっては、このカットがあるのとないのでは理解度が全然違うなというふうに思ったものが実はあって、そういうところが、先日の東葛の会議のときに、道德の教科書に関する講義をお伺いしたんですけれども、そのときも、こういったことを学習目標として、こういうことを、家庭の、要するに協力についてとか、友達との融和についてとか、いろんな達成項目がある中での課題という文章があってという中で、果たして挿絵の役割というのは邪魔していないだろうかとか、そういったことをもう一步踏み込んで考えていただきたい。

同時に、一般教科の中でのこの挿絵は本当に必要なところも、1つの授業の質を高めるという意味で想像してほしいなと思います。時代の流れだからというだけでは、ちょっと、私は受け入れられないものも時々あって、それは、果たして現場ではどう取り扱って進められているのかというのが知りたいというのが、私の心情ですね。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ただ、ごめんなさい、ご意見いただいて、指導課によろしくお願いしますなんですけれども、これからこの採択の方針に沿ってやっていく期間中、そこで採択される教科書の各社のものの差異について、教員の先生方に意見どうですかという、多分意見おっしゃらないんですよね、これ。毎年そうで、私はこのほうが良いと思いますって私見はなかなかおっしゃらない。なぜならば、それはそういうもので、採択の仕組みの中で決まってきた、その教科書を使って、教員が今度授業をしていただくという関係性の中では、なかなか意見は多分言えない仕組みなんですよね。

採択のときに、専門調査員というのは先生方がなさるわけなんですけれども、専門調査員の先生は、特徴を整理をされるけれども、それについて、私はこれが良いと思うっていうのは絶対言わないです。言わない、仕組みなんです。言っちゃいけない仕組みとっていいのかもしれない。

そうすると、選ぶときに私たちは何を基準にというときに、武田委員の今のご質問になると思うんです、現場ではどう思うのか。これについては、今後、できれば決まった教科書について先生方の感想を聞くとか、例えばですよ。それは、だから幾つかの教科書の中からどれが良いじゃなくて、今使っている教科書についてどうかということについて、我々が見識を深められないと、最後松戸市で採択するという決定を、西部の結果を受けてする際に、経験の蓄積がないまま、またやることになるということだと思っんです。

ちょっとこれ、一朝一夕にできる話ではないと思いますので、指導課の中で考え得ることとすれば、我々は最後責任を持つわけです、松戸市が採択する教科書について、採択のときに、それを並べて意見をくださいっていうのは、多分できないだろうと、法律上できないだろうと想像しますので、そうしたら、我々はどのような経験と見識に基づいて、選ぶのか。教育委員としての、民間人としての感覚だけでいいということかもしれませんけれども、そういった武田委員からの希望というかご意見があったということ踏まえて、今後そういう機会ができるのかどうか。そういうというのは、つまり、過去採択した教科書についての感想とかいったものをお聞きすることができるのか、あるいは、それは、我々は民間委員ですけれども、この採択の仕組みの中では、西部のこの規約にもありますとおり、教育委員の代表は行きますが、校長、教員、保護者の代表ってそれぞれ委員が入ってきていて、それぞれの感覚でご質問等して、そういう確認をする、そういう仕組みの中に含まれているということであって、それでよいのだということであれば、それでいいのかもしれない。

ちょっとこの場で方向づけることはできませんけれども、今、武田委員のご意見あったということ踏まえて、何か機会ができるのではあれば知りたいなということの意見をお持ち帰りいただければというふうに思いますので。

指導課長、いいですか。

指導課長 今のご意見、承知いたしました。今後検討していきたいと思います。

教育長職務代理者 一応いいですか、そんな方向で。

武田委員 今のご説明を聞いて、やれることとやれないことの有無というか、そういうものもあるということも承知した上で、何ていうか、現場での扱いとか、そういったものが私たちにわかるチャンスというのがいただけたら、やはりありがたいのかなというふうに思います。

それは、学校訪問させていただいたときに、時間があるときは、私、教科指導をしているところに立ち合わせていただいたことが何度かあるんですけども、特に私が聞いてわかることって美術ぐらいしかないので、そのときは美術と家庭科の先生が一緒だったんです。その時に非常に驚くのが、美術の教科書の参考に載っている見本作品が、あたかもそれが一番優秀な規範のように思っている先生がいるという事実、ちょっと驚くんですね。だから、それをどういうふうに理解してやっていくというのは、特に小学校の教員の場合、全教科網羅してやっていく中で、不得意である先生もなさなければいけないところを、どういうふうにフォローとしていくか、そのときに、教科書の見本作品にすごく引きずられていた例を何度かお見受けして、勝手な意見を、本当は言っちゃいけないのかもしれない

いんですけれども、指導主事の先生とちょっとディスカッションするような形で話させていたいただいたことがありました。危険だなというふうに感じているのと、不自由だなというふう
に思っていらっしゃらないかなという部分を、現場の先生はどういうふうに思っているのか、
そこがやはり知りたいところなんです。その方1人を見て全体がそうだとはいえないので、
じゃ、ほかの先生たちはどう思って、どのようになさっていらっしゃるのかというのが、い
つも知りたいと思っています。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

議案第8号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第9号

教育長職務代理者 次に、議案第9号「松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定
について」を議題といたします。

学務課長。

学務課長 議案第9号「松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説
明を申し上げます。

このたび夜間中学校を開校するに当たり、松戸市議会6月定例会に松戸市立中学校設置条
例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

改正内容としましては、松戸市立中学校設置条例に3条を追加しまして、松戸市立第一中
学校に分校を設置し、名称をみらい分校、位置を松戸市古ヶ崎1丁目3073番地にするもので
ございます。

以上でご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

以前から情報はいただいておりますし、夜間中学を旧小学校の跡につくるところで準備を進めてこられた件、名称をこのような形で、第一中学校の分校としていくという議案でございます。

ご質問等よろしいですか。

附則で、施行日が来年の4月1日ということです。来年の4月1日に第一中学校みらい分校が設置されるということでございます。

お手元、中学校設置条例資料がありますが、これは現在の設置条例ですので、ここの改正案のとおり、一番下でしょうかね、第3条が入るということですね。第2条の後に第3条が入りますから、このお手元、配られている参考資料の設置条例の一番下に入っていくということですね。

よろしいですか。

それでは、これもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第10号

教育長職務代理者 次に、議案第10号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

学務課長。

学務課長 議案第10号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

このたび、学校教育法の一部が改正されたことから、千葉県都市教育長協議会より市町村立小学校及び中学校管理規則、いわゆるモデル規則の一部が改正されたことの通知に伴い、松戸市においても改正するものでございます。

添付しました松戸市立小学校及び中学校管理規則の新旧対照表をご覧ください。19ページになります。

事務職員の職務について、副主査の職務、「上司の命を受け、担当事務を処理する。」と、主事の職務、「上司の命を受け、事務に従事する。」を、副主査と主事の職務、「上司の命を受け、担当事務をつかさどる。」に改めます。

また、20ページ、第8条の3の「小学校及び中学校」を「学校」に、第8条の5の「第8条の2」を「前条」にそれぞれ改めます。

事務職員の職務につきましては、学校組織における唯一の総務、財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことで、管理職やほかの教職員との適切な連携、分担のもと、その専門性を活かして学校の事務を一定の責任を持って処理することとし、より主体的、積極的に公務運営に参画することを目指すというものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第10号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

法改正に伴うものということではありますが。

武田委員。

武田委員 20ページの第8条3のところの「小学校及び中学校」のところが「学校」というふう書きかえられて、恐らくは大きなくくりとして全部を含むということで学校という表記になったと思うんですけども、一応その内容、どこのことを指しているかをお知らせいただけたらうれしいです。

学務課長 モデル規則では、ここが学校及び義務教育学校となっております。今まで義務教育学校は千葉県になかったものが、2校、2年続けてつくられて、モデル規則では学校及び義務教育学校というように、小学校、中学校及び義務教育学校だったものを、総称して学校というように変えることになりました。

今回、第8条の3も学校及び義務教育学校という表現にモデル規則は変更になったのですが、松戸市には義務教育学校ございませんので、小学校及び中学校を学校というように扱って、このような表記とさせていただいております。

以上でございます。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 参考資料で小学校及び中学校管理規則の全文がお手元に一締め来ていますね。これの第1条で、松戸市立小学校及び中学校を、「（以下学校という。）」というまと

めをしておりますので、ここで、この学校というのを引いて、この8条の3は松戸市立の小学校及び中学校を指すというように、この規則の中で用意はされていたようでございまして、その学校を持って来たというように読めばいいのかなというふうに。

副主査、主事について文言が多少変わったという、これは事務職員ですね、教員ではなくて事務職員の方について職務の言葉遣いが変わったというのを、どちらかというシンプルにしたということでしょうかね。2つの言い方があったわけですね、今まで、「上司の命を受け」は一緒なんですけれども、「担当事務を処理する。」、「事務に従事する。」とこうあったものを、「担当事務をつかさどる。」というふうに改正したということですので、その違いがあったものなのかどうかという現実の問題、それをシンプルにした、風通しをよくしたというあたりで理解したらいいですか。

学務課長。

学務課長 正直、処理する、従事する、そんなに大きな差はないかなとは思うのですが、処理するは、辞書で調べますと、取りさばいて始末をつけるで、従事するは携わるということとでございます。今回、学校教育法では、今まで事務職員は事務に従事するとされていたものが、事務職員は事務をつかさどるに変更されました。従いまして、従事するという言葉をつかさどるに変更すると同時に、副主査と主事につきましても、学校運営に積極的にかかわってほしいという意味合いも込めて、このようなことになっていると伺っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご質問よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤委員 言ってもせんないことですが。

個人的な感想です。つかさどるという言葉が何か非常に固い表現というか、専門的なところで使われている言葉なんだろうと思うんですけども、ただ、モデル規則でそうなったからといってオートマチックに変えるということなんですけども、個人的な印象としては、つかさどるという言葉が非常に何か時代に逆行するような、言葉が余りなじみのないとか、だんだんなじみが薄くなっているような言葉遣いなのかなという感じで、決していい改正ではないような、個人的にはそういう印象を受けます。もっとわかりやすい言葉を使えばいいのかなと。従事なら従事でもいいし、という感じはしているんですけども。

ただ、そういうふうに上の規則、モデル規則があるのであれば、もうそれは、かつ、これが死語であるわけでもないの。ただ、余り使われていないのかなという感じがするだけで

す。

教育長職務代理者 そうですね。ありがとうございました。

これは、言ってもせんないこととおっしゃいましたが、そうですね。司法、司法って法をつかさどる、何かちょっと距離感というか、どちらかという距離感のあるイメージなのかな。少し何かこう、言葉が適切かどうかというのも含めて、何かぴたりと、しっくりとこないかなという感想が、少し共感するところであります。

ほか、よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

議案第10号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第11号

教育長職務代理者 次に、議案第11号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 議案第11号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明を申し上げます。

これにつきましても、さきの議案第10号と同様、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたこと、職員の配偶者同行休業に関する規則の一部が改正されたことから、市町村立学校職員服務規程、モデル規則の一部が改正されたことについての通知に伴い、松戸市においても改正するものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。

添付しました松戸市立学校職員服務規程の新旧対照表及び様式をご覧ください。

まず、22ページ、第7条の2、23ページ、第10条の3、25、26ページ、第3号様式及び第

3号様式の2の表中の育児又は看護を行う職員の深夜勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大について改めます。

28ページから、第10号様式の4、第10号様式の5、第10号様式の6及び第10号様式の8の表中の育児休業の取り扱いについて改めます。

34ページ、第10号様式の24の表中の配偶者同行休業の期間を再度延長することができる特別な事情について規定を加えます。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

改正内容についていかがですか。

山形委員。

山形委員 質問なんですけど深夜勤務というのがありますが、学校の先生が深夜勤務というのがイメージがつかなかったもので、例えば、修学旅行に同伴するとかは深夜勤務になるのかなとか思ったりしたんですけれども、どういうケースの場合、この深夜勤務というのが適合になるのか教えていただけますか。

学務課長 深夜勤務といいますのは、午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を指すものでございます。交代勤務制とかがあるところであればそうなのですが、実際、学校の職員におきましては、勤務時間以外、特に超勤4項目というもの以外に残業等命じておりませんので、基本的にはないのですが、今お話しいただいたような林間学園ですとか修学旅行とか、宿泊を伴う行事の場合には10時以降が入ってきますので、それに当たるということでございます。

山形委員 ということは、もしお子さんが何かあった、育児中の方とかは、そういう行事をもとと避けて担任とかになるとは思うんですけれども、そういうことがあった場合は避けることができるという。

学務課長 大体対象になる場合、育児休暇あるいは産前産後の休暇に入っていられる方がほとんどでございますので、今まで松戸市で対象になった方はいらっしゃらないですけれども、もしそういう状態であれば、対象になるということでございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 いかがですか。何か各改正のそれぞれ細かいところについては、何かご質問あれば、あるいは様式ですか、様式の変更等。

これ、学校職員の皆さんで、実際に何か具体的な変化が出る部分というものは、何か具体的に想定されますか。

学務課長、お願いします。

学務課長 対象となる子供の範囲が拡大されたということですので、今まで対象とした、現行の法律上の親子関係にある子、実子ですとか養子に、法律上の親子関係にある子に準ずる子として、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を加えるということですので、そういうお子様がいらっしゃれば、対象とはなり得るのですが、対象者が出ればですよ。今まではございません。

それから、配偶者同行休業の期間の再延長に関してですけれども、これは、今まで配偶者同行休業をとられている先生がいらっしゃいませんので、この後また出てくれば、対象にはなるかとは思いますが。

再度の延長が可能になったといいますのは、今まで3年間の許可があるんですが、例えば1年間行きます。1年後に延長になりますということで、1年間を延長したいという希望は通って、そうすると1年間延びたのですが、その延長を申請する段階で、配偶者の方の期間が、いや、1年か2年かわからないという状態のときには、今まではとりあえず1年分しか出せなかったものが、その1年後にもう一回延長することができますというように変わったということでございます。

ですので、対象者は今まではいないのですが、これから出てきた場合には、しっかりと対応していきたいと考えています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

社会全体で、やっぱりこういったことの見直しをした上で、働きやすい環境をつくっていくということだろうと思いますので、適用を今されていなくても、そういったことが適用されるときに、よい方向で運用されるんだろうというふうには思います。

それ以外の働き方改革みたいな部分が、もっといろいろ、喫緊のこともあろうかと思いますが、そんな意味でベースをこのように作りかえるということですので、よろしいですか。

では、以上をもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

議案第11号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第12号

教育長職務代理者 次に、議案第12号「契約の変更について」を議題といたします。

教育施設課長。

教育施設課長 それでは、議案第12号「契約の変更について」をご説明させていただきます。

議案書43ページをお開きください。

本件は、平成29年松戸市議会6月定例会議案第8号をもって議決されました松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、次のとおりに契約の変更を、6月定例会議に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。

契約の変更は、契約金額として、1、変更前の契約金額は47億8,467万9,190円、2、変更後の契約金額は47億8,625万9,986円、3、変更による増額分は158万796円となるものでございます。

次に、提案理由といたしましては、整備対象教室の増加により空調設備の維持管理費用が新たに発生したため、契約額が増額となることから、契約変更を締結するものでございます。

この提案理由の内容を、ただいまお手元にお配りさせていただきました別添資料に基づきご説明させていただきます。

上段の表には、これまでの契約の経緯をまとめたものでございます。表の上から2行目、①の当初契約から4行目の③の契約変更まで、教育委員会会議での議案審議及び採決を受け、各市議会本会議での議決を受けた後、契約の締結を行ってまいりました。

次に、下段の破線の枠の中に、参考といたしまして、平成30年度増設整備分の内容を記載しております。平成30年4月の学級編制に伴い、空調設備が新たに必要となった教室の状況に対応するため、小学校8校12室、中学校4校5室、合計17室を増設整備するものでございます。

本来ですと、この増設整備はPFI事業の一環として本契約において対応すべきものでございますが、この契約変更に伴う議案が6月議会の最終日に議決を得た後となりますと、整備着手までに準備期間等が必要であり、1学期中には整備が間に合わず、児童・生徒の教育環境に影響が生じてしまうこととなります。このため、増設整備につきましては、PFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社と平成30年4月19日に契約を締結し、できるだけ早い時期に整備する予定でございます。なお、この増設整備の予算につきましては、本契約

の予算とは別枠となりますが、P I F 事業の当初予算の一部として執行するため、補正予算の必要はございません。

以上のことから、増設整備されます17室の維持管理費用の増額に伴う契約変更といたしました本議案をご審議いただくものでございます。

恐れ入りますが、また議案書に戻りまして、44ページの議案第12号参考資料をご覧ください。

1、事業名、2、事業場所、4、契約の相手方、5、事業期間につきましては、記載のとおりでございます。3の整備対象教室につきましては、17室が増えることにより、既存の1,484室から1,501室に変更するものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

金額がちょっと大きいので、もう一度全体像について確認ですけれども、これは、47億8,600万何がしになっていくという、今回158万が増えたと。これは、教室が増えたからということで、これ、47億というのがどの範囲までのお金でしたっけ。空調設備の保守管理と、それから設置と、それから燃料費とかも入っているんでしたっけ。ちょっとそこら辺を、47億の内訳を少し補足していただけますか。

教育施設課長。

教育施設課長 47億の内訳につきましては、設計、施工のサービス対価と、それから維持管理費のサービス対価、これが大きなそれぞれの項目になっておりまして、設計施工のサービス対価、こちらには初期設備の費用が含まれております。維持管理費用のサービス対価というのは、フルメンテナンス費用、いわゆるフィルター交換ですとか、自然発生しました故障に対する部品交換、調整などの維持管理費用が含まれております。

設計施工のサービス対価、約48億のうち、約40億で、維持管理のサービス対価については、残りの8億ぐらい。合わせて、約48億の内訳となっております。光熱費は、こちらのほうには含んでおりません。

以上でございます。

教育長職務代理者 含んでいない。

教育施設課長 はい。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほか、ご質問いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今の、ちょっと別の観点から言えば、この約47億分の設置費についてはほとんど支出済みで、今回の新しい増額分は、この17室に新たに設置するのと、その維持管理にかかる費用ですと、そういう理解でよろしいんですね。

教育施設課長 今回の増額分の158万796円、これを合わせまして、総体の47億8,000万の現行契約となるところなんですけど、158万の内訳につきましては、全て維持管理費、この17室の増設分にかかわる維持管理費ということになっております。

伊藤委員 維持管理だけですか。

教育施設課長 はい、維持管理でございます。

増設整備費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、PFI事業の予算の一部とするところなんですけど、別契約として整理しております。先ほどお配りしましたA4サイズの別添資料の下段のほうに書かれている内容でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 この点線枠で囲った4,071万6,000円がこの設備費で、158万って、今回契約の変更についてが維持費。

教育施設課長 はい、維持費。

教育長職務代理者 予定されていることなんであれば、これ、仕方がないんだろうと思うんですけども、こうやって何回かに分けて、やはり増額をしていきますので、非常にだらだらと支出をしていく印象があります。これ、この辺の精査は、あるいはお金の問題につきましては、当然市長部局とか財政とちゃんとやっていращゃると思うので、私たち、あんまりそこら辺についてはわからないことかもしれませんが、皆さんの理解の中で何か疑問点があれば。

山形委員。

山形委員 シンプルに計算してみても、158万を17室で割ると、1個8万ちょっと。その維持管理するのに、1台について8万か9万ぐらいのお値段かかる、これは、期間どのくらい、8万円で見ているんでしょうか。

教育施設課長 今回の増額分の維持管理費につきましては、今年度増設した後の設置後から平成40年度まで。つきまして、11年間の期間の維持管理費の総額となります。

以上でございます。

山形委員 維持管理、ちょっとした故障だとか、うまく動かないだとか、そういうことを全部まとめてメンテナンスしてくれる、その11年分が、1台管理するのに8から9万ぐらいかかっている、それが全体的に、既に1,484、それをお支払いはしているけれども、17が追加になったので、これが発生したという理解でよかったですか。

教育施設課長 今、山形委員さんがおっしゃったとおりの内容でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

今回、契約の変更ですので、その長い契約の総額のところが変わりますというところ、先ほどあった期間についてということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等です。

それでは、旧徳川昭武庭園復元工事完成記念式典について、戸定歴史館長。

戸定歴史館長 議題目次の(2)報告等、①旧徳川昭武庭園復元工事完成記念式典について、ご報告させていただきたいというふうに思います。

資料の45ページをご覧くださいと思います。

ここに記載のとおり、旧徳川昭武庭園復元工事完成記念式典を開催したいというふうに考えております。目的は、これまで土地の取得から含めると、もう約30年以上かかっているかと思っておりますけれども、長い期間を経て、いよいよ明治時代の姿を取り戻したと。この工事を記念をした完成記念式典を行いたいというふうに思っております。

日時に関しましては、平成30年5月30日水曜日の午前10時半から11時半でございます。

会場につきましては、戸定邸の中の、主に表座敷棟、一番広い部屋でございます。こちらで開催したいというふうに考えてございます。

内容に関しましては、開催の言葉からございまして、市長、それから来賓のご挨拶をいただきまして、そして、来賓の皆様のご紹介をさせていただきます。その後、これまでの工事に関しまして、どのような工事をどのように行ったのかという経過ですね、こちらを説明をいただきたいというふうに思っております。なお、庭園復元の具体的な内容、特色につきましては、この来賓のご挨拶の中で、藤井英二郎千葉大学名誉教授に、そういったこともお話をいただければと考えております。

そして、記念撮影の後、庭園の中を、これは、この時点で基本的には式典は終わりとなりますが、復元された庭園ですね、これは、書院造り庭園とあずまや庭園がございますが、こちらをご覧いただきながら解散というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

出席者の人数、これ、まだ今、締め切り前でございますが、一応想定といたしましては71名程度のご出席をお願いしたいというふうに考えております。

この式典に関しましては、社会教育課ですとか松戸シティガイドさんのご協力をいただきたいというふうに思っております。

ご説明は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

というご案内は、もう委員の方々はあったかというふうに思います。一応、そのようなことでございます。

以上報告といたしまして、本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何か報告はありますか。

(発言する者なし)

教育長職務代理者 委員の皆さん、何かございませんでしょうか。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成30年6月の定例会でございますが、平成30年6月7日の木曜日午後2時より、会場は本日と同じ、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年6月定例教育委員会会議は、平成30年6月7日の木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。よろしくお願いいたします。

◎閉 会

教育長 それでは、以上をもちまして、平成30年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員